

大阪市告示第1209号

淀川水系に係る一級河川東横堀川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に規定する通航制限水域及び通航方法を次のとおり指定する。

令和8年9月2日

大阪市長 横山英幸

1 通航制限水域

河川名	区 間
東横堀川	農人橋下流から （左岸 中央区南本町1丁目2番5号地先、右岸 中央区本町橋 5番20号地先） 葭屋橋上流まで （左岸 中央区北浜1丁目2番4号地先、右岸 中央区北浜東5 番1号地先）

2 実施期間

令和8年10月19日から令和9年3月19日まで（ただし、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による。）及び年末年始（12月24日から1月4日までを指す。）を除く。）実施する。

3 通航方法

指定水域の全域の通航を禁止する。

ただし、河川管理者との協議により支障のないとされた通航はこの限りではない。

（建設局道路河川部河川課）